

金蘭会 120周年記念事業

表彰基準

理事会は、下記のいずれかの基準に該当し、金蘭会の発展に特別に功労のあった者として表彰・慰霊委員会から推薦のあった者を、金蘭会120周年記念事業の表彰者として決定する。ただし、物故者及び、80歳未満の現役の役員は、対象者から除く。

記

- (1) 理事・監事の在任期間20年以上の者
- (2) 会長・副会長経験者
- (3) 金蘭会主催行事に貢献した者
 - (例) ・金蘭会セミナーで、皆勤が5回以上の者
 - ・パソコンスクールで、お助けパーソンを5年以上勤めた
部長・副部長経験者

以上